

四半期報告書

(第151期第2四半期)

株式会社 関西アーバン銀行

E 0 3 6 5 6

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 関西アーバン銀行

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【事業等のリスク】	6
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【提出会社の状況】	26
1 【株式等の状況】	26
2 【役員の状況】	35
第4 【経理の状況】	36
1 【中間連結財務諸表】	37
2 【その他】	76
3 【中間財務諸表】	77
4 【その他】	94
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	95

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月11日

【四半期会計期間】 第151期第2四半期
(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社関西アーバン銀行

【英訳名】 Kansai Urban Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 頭取 北 幸 二

【本店の所在の場所】 大阪市中央区西心齋橋1丁目2番4号

【電話番号】 大阪(06)6281-7000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 里 西 薫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号
株式会社関西アーバン銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5203-2001

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 東京事務所長 今 井 善 照

【縦覧に供する場所】 株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部
(滋賀県大津市中央4丁目5番12号)
株式会社関西アーバン銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通松原下る五条烏丸町406番地)
株式会社関西アーバン銀行神戸支店
(神戸市中央区御幸通7丁目1番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成23年度 中間連結 会計期間	平成24年度 中間連結 会計期間	平成25年度 中間連結 会計期間	平成23年度	平成24年度
		(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	54,286	52,198	50,399	107,720	106,229
連結経常利益	百万円	5,134	6,620	6,918	10,500	5,257
連結中間純利益	百万円	3,559	3,381	5,392	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	6,272	△5,318
連結中間包括利益	百万円	2,200	6,385	3,550	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	9,267	5,560
連結純資産額	百万円	141,397	137,121	152,064	147,732	135,775
連結総資産額	百万円	4,192,100	4,322,072	4,195,317	4,280,896	4,302,709
1株当たり純資産額	円	104.72	115.96	105.93	111.18	112.00
1株当たり中間純利益金額	円	4.84	4.60	7.33	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	6.41	△9.34
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	3.69	3.51	4.79	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	6.41	—
自己資本比率	%	2.68	2.79	3.59	2.77	2.77
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△77,321	24,939	△50,839	△32,319	△10,827
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	61,805	126,820	99,170	△23,843	99,721
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4,626	△16,990	△11,545	△5,441	△17,578
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	199,786	293,095	266,416	158,326	229,635
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,764 〔910〕	2,686 〔919〕	2,613 〔940〕	2,677 〔909〕	2,603 〔915〕

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 平成24年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、純損失が計上されているので記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末少数株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第149期中	第150期中	第151期中	第149期	第150期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	百万円	49,480	47,571	45,051	98,245	96,282
経常利益	百万円	3,916	5,174	5,232	8,143	2,303
中間純利益	百万円	3,123	2,947	4,676	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	5,337	△6,204
資本金	百万円	47,039	47,039	47,039	47,039	47,039
発行済株式総数	千株	普通株式 737,918 第一回甲種 優先株式 27,500 第二回甲種 優先株式 23,125	普通株式 737,918 第一回甲種 優先株式 27,500 第二回甲種 優先株式 23,125	普通株式 737,918 第一種 優先株式 73,000	普通株式 737,918 第一回甲種 優先株式 27,500 第二回甲種 優先株式 23,125	普通株式 737,918 第一回甲種 優先株式 27,500 第二回甲種 優先株式 23,125
純資産額	百万円	115,065	122,392	151,308	120,868	120,575
総資産額	百万円	4,184,878	4,318,563	4,191,783	4,276,906	4,298,117
預金残高	百万円	3,725,577	3,812,036	3,758,409	3,691,209	3,724,456
貸出金残高	百万円	3,455,264	3,544,979	3,519,534	3,508,484	3,564,701
有価証券残高	百万円	433,903	394,805	327,451	520,965	431,534
1株当たり中間純利益 金額	円	4.24	4.00	6.36	—	—
1株当たり当期純利益 金額(△は1株当たり当 期純損失金額)	円	—	—	—	5.14	△10.54
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円	3.24	3.06	4.16	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	—	5.14	—
1株当たり配当額	円	普通株式 — 第一回甲種 優先株式 — 第二回甲種 優先株式 —	普通株式 — 第一回甲種 優先株式 — 第二回甲種 優先株式 —	普通株式 — 第一回甲種 優先株式 — 第二回甲種 優先株式 — 第一種 優先株式 —	普通株式 3.00 第一回甲種 優先株式 30.71 第二回甲種 優先株式 30.71	普通株式 3.00 第一回甲種 優先株式 30.62 第二回甲種 優先株式 30.62
自己資本比率	%	2.74	2.83	3.60	2.82	2.80
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	2,586 〔831〕	2,513 〔827〕	2,441 〔859〕	2,494 〔827〕	2,430 〔826〕

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 第150期（平成25年3月）の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、純損失が計上されているので記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、当行の連結子会社でありますKUBC Preferred Capital Cayman 2 Limitedは、平成25年8月12日をもって解散し、現在清算中であります。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(イ) 経済金融環境

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果を背景に、景気は、好循環な動きが表われ始めるなど、緩やかな回復の動きを辿りました。企業収益は輸出企業を中心に回復し、個人消費も消費者マインドの改善などから底堅く推移しました。今後につきましても、引き続き各種政策による押し上げ効果や海外経済の持ち直しを背景に、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されております。

(ロ) 営業の成果

当第2四半期連結累計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は当第2四半期連結累計期間中355億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は3兆7,519億円となりました。譲渡性預金は当第2四半期連結累計期間中1,575億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は843億円となりました。

一方、貸出金は当第2四半期連結累計期間中468億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は3兆5,116億円となりました。また、有価証券は当第2四半期連結累計期間中1,040億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は3,049億円となりました。

総資産は当第2四半期連結累計期間中1,073億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は4兆1,953億円となりました。

損益につきましては、当第2四半期連結累計期間も引き続き、資金の効率的な調達と運用、経営の合理化・効率化を図り、収益の強化に努めてまいりました。

経常収益は貸出金利息減少に伴う資金運用収益の減少等により、前第2四半期連結累計期間比17億9千9百万円減少し、503億9千9百万円となりました。

一方、経常費用は与信関係費用の減少等により、前第2四半期連結累計期間比20億9千7百万円減少し、434億8千万円となりました。

これらの結果、経常利益は前第2四半期連結累計期間比2億9千8百万円増加し、69億1千8百万円となり、中間純利益は前第2四半期連結累計期間比20億1千万円増加し、53億9千2百万円となりました。

純資産につきましては、当第2四半期連結累計期間中162億円増加し、1,520億円となりました。うち株主資本は当第2四半期連結累計期間中336億円増加し、1,449億円となりました。また、1株当たり純資産額は前第2四半期連結累計期間比10円03銭減少し、105円93銭となりました。

セグメント別では、銀行業の業務粗利益は前第2四半期連結累計期間比16億1百万円減少し351億3千3百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比14億2千4百万円減少し69億6千万円となりました。リース業の業務粗利益は前第2四半期連結累計期間比7千8百万円減少し7億7千1百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比1百万円減少し3億1千2百万円となりました。その他事業の業務粗利益は前第2四半期連結累計期間比2億5百万円減少し11億1千6百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比2億7千1百万円減少し4億1千3百万円となりました。

従業員の状況につきましては、銀行業は当第2四半期連結累計期間中6人増加し、2,495人となりました。リース業は当第2四半期連結累計期間中1人増加し、43人となりました。その他事業は当第2四半期連結累計期間中3人増加し、75人となりました。ただし、従業員数には、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

また、銀行業である当行では、お客さまの利便性の向上と業務の一層の効率化を図るため、彦根本町プラザの新設、彦根支店の移転及び大藪支店の統合を行いました。

セグメント別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比10億9千4百万円の減少となる325億7千1百万円、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比4億5千1百万円の増加となる38億2千1百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比12億3千8百万円の減少となる4億8千3百万円であり、収支合計は前第2四半期連結累計期間比18億8千1百万円の減少となる368億7千6百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比7億3千万円の減少となる315億9千5百万円、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比3億2千1百万円の増加となる31億円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比11億9千3百万円の減少となる4億3千7百万円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比3千7百万円の減少となる6億7千9百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比4千万円の減少となる9千2百万円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比3億2千9百万円の減少となる3億7百万円、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比1億2千4百万円の増加となる7億4千9百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比1百万円の減少となる6千万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	32,325	717	636	△13	33,666
	当第2四半期連結累計期間	31,595	679	307	△10	32,571
うち資金運用 収益	前第2四半期連結累計期間	38,952	915	658	△812	39,713
	当第2四半期連結累計期間	36,976	874	329	△491	37,689
うち資金調達 費用	前第2四半期連結累計期間	6,626	197	21	△799	6,047
	当第2四半期連結累計期間	5,381	194	22	△480	5,117
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,778	—	624	△33	3,369
	当第2四半期連結累計期間	3,100	—	749	△28	3,821
うち役務取引等 収益	前第2四半期連結累計期間	6,618	—	624	△306	6,936
	当第2四半期連結累計期間	6,889	—	749	△344	7,293
うち役務取引等 費用	前第2四半期連結累計期間	3,839	—	—	△272	3,566
	当第2四半期連結累計期間	3,788	—	—	△315	3,472
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	1,630	133	61	△103	1,722
	当第2四半期連結累計期間	437	92	60	△107	483
うちその他業務 収益	前第2四半期連結累計期間	2,525	2,917	61	△124	5,380
	当第2四半期連結累計期間	1,533	3,345	60	△119	4,820
うちその他業務 費用	前第2四半期連結累計期間	894	2,784	—	△20	3,658
	当第2四半期連結累計期間	1,096	3,253	—	△12	4,337

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

セグメント別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は前第2四半期連結累計期間比3億5千7百万円増加して72億9千3百万円、役務取引等費用は前第2四半期連結累計期間比9千4百万円減少して34億7千2百万円となったことから、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比4億5千1百万円の増加となる38億2千1百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役務取引等収益は前第2四半期連結累計期間比2億7千万円増加して68億8千9百万円、役務取引等費用は前第2四半期連結累計期間比5千1百万円減少して37億8千8百万円となったことから、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比3億2千1百万円の増加となる31億円となりました。

その他事業セグメントの役務取引等収益は前第2四半期連結累計期間比1億2千4百万円増加して7億4千9百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	6,618	—	624	△306	6,936
	当第2四半期連結累計期間	6,889	—	749	△344	7,293
うち預金・ 貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,228	—	—	△20	1,207
	当第2四半期連結累計期間	1,275	—	—	△12	1,263
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	946	—	—	△10	936
	当第2四半期連結累計期間	943	—	—	△11	932
うち証券関連 業務	前第2四半期連結累計期間	14	—	—	—	14
	当第2四半期連結累計期間	7	—	—	—	7
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	1,284	—	—	△0	1,283
	当第2四半期連結累計期間	1,205	—	—	△0	1,204
うち保護預り・ 貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	88	—	—	—	88
	当第2四半期連結累計期間	86	—	—	—	86
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	642	—	—	△0	642
	当第2四半期連結累計期間	635	—	—	△0	635
うちクレジット カード業務	前第2四半期連結累計期間	—	—	345	—	345
	当第2四半期連結累計期間	—	—	345	—	345
うち投資信託 業務	前第2四半期連結累計期間	2,152	—	—	—	2,152
	当第2四半期連結累計期間	2,582	—	—	—	2,582
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,839	—	—	△272	3,566
	当第2四半期連結累計期間	3,788	—	—	△315	3,472
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	211	—	—	—	211
	当第2四半期連結累計期間	214	—	—	—	214

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

セグメント別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	3,804,872	—	—	△3,678	3,801,194
	当第2四半期連結会計期間	3,754,917	—	—	△3,004	3,751,912
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,037,984	—	—	△3,020	1,034,963
	当第2四半期連結会計期間	1,065,325	—	—	△2,554	1,062,770
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	2,747,572	—	—	△234	2,747,338
	当第2四半期連結会計期間	2,659,662	—	—	△246	2,659,415
うちその他	前第2四半期連結会計期間	19,315	—	—	△422	18,892
	当第2四半期連結会計期間	29,929	—	—	△203	29,726
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	179,800	—	—	—	179,800
	当第2四半期連結会計期間	84,337	—	—	—	84,337
総合計	前第2四半期連結会計期間	3,984,672	—	—	△3,678	3,980,994
	当第2四半期連結会計期間	3,839,254	—	—	△3,004	3,836,249

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

5 定期性預金＝定期預金

セグメント別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間					
	銀行業	リース業	その他 事業	相殺 消去額 (△)	合計	構成比 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	3,545,706	—	—	△10,639	3,535,066	100.00
政府及び 政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・ 漁業及び鉱業	2,098	—	—	—	2,098	0.06
製造業	128,316	—	—	—	128,316	3.63
建設業	81,758	—	—	—	81,758	2.31
運輸・情報 通信及び 公益事業	122,262	—	—	—	122,262	3.46
卸売・小売業	146,244	—	—	—	146,244	4.14
金融・保険業	41,201	—	—	△2,186	39,015	1.10
不動産業・ 物品賃貸業	738,623	—	—	△8,453	730,170	20.66
各種 サービス業	325,143	—	—	—	325,143	9.20
地方公共団体	29,436	—	—	—	29,436	0.83
個人	1,930,620	—	—	—	1,930,620	54.61
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び 特別国際金融 取引勘定分	—	—	15,200	△15,200	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	15,200	△15,200	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,545,706	—	15,200	△25,839	3,535,066	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社であります。

5 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

6 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

業種別	当第2四半期連結会計期間					
	銀行業	リース業	その他 事業	相殺 消去額 (△)	合計	構成比 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	3,520,054	—	—	△11,121	3,508,932	100.00
政府及び 政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・ 漁業及び鉱業	1,731	—	—	—	1,731	0.05
製造業	128,814	—	—	—	128,814	3.67
建設業	84,134	—	—	—	84,134	2.40
運輸・情報 通信及び 公益事業	111,271	—	—	—	111,271	3.17
卸売・小売業	145,518	—	—	—	145,518	4.15
金融・保険業	29,692	—	—	△2,172	27,520	0.78
不動産業・ 物品賃貸業	712,703	—	—	△8,949	703,753	20.05
各種 サービス業	319,642	—	—	—	319,642	9.11
地方公共団体	28,990	—	—	—	28,990	0.83
個人	1,957,555	—	—	—	1,957,555	55.79
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び 特別国際金融 取引勘定分	—	—	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,520,054	—	—	△11,121	3,508,932	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社であります。

5 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

6 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

国内・海外別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比10億9千4百万円の減少となる325億7千1百万円、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比4億5千1百万円の増加となる38億2千1百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比12億3千8百万円の減少となる4億8千3百万円であり、収支合計は前第2四半期連結累計期間比18億8千1百万円の減少となる368億7千6百万円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比7億6千6百万円の減少となる322億4千2百万円、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比4億5千3百万円の増加となる38億2千9百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比12億3千8百万円の減少となる4億8千3百万円となりました。

海外の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比3億2千8百万円の減少となる3億2千9百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	33,008	658	—	33,666
	当第2四半期連結累計期間	32,242	329	—	32,571
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	39,713	658	△658	39,713
	当第2四半期連結累計期間	37,689	329	△329	37,689
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	6,705	—	△658	6,047
	当第2四半期連結累計期間	5,447	—	△329	5,117
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	3,376	—	△6	3,369
	当第2四半期連結累計期間	3,829	—	△7	3,821
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	6,942	—	△6	6,936
	当第2四半期連結累計期間	7,301	—	△7	7,293
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,566	—	—	3,566
	当第2四半期連結累計期間	3,472	—	—	3,472
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	1,722	—	—	1,722
	当第2四半期連結累計期間	483	—	—	483
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	5,380	—	—	5,380
	当第2四半期連結累計期間	4,820	—	—	4,820
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	3,658	—	—	3,658
	当第2四半期連結累計期間	4,337	—	—	4,337

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。
 2 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。
 3 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は前第2四半期連結累計期間比3億5千7百万円増加して72億9千3百万円、役務取引等費用は前第2四半期連結累計期間比9千4百万円減少して34億7千2百万円となったことから、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比4億5千1百万円の増加となる38億2千1百万円となりました。

なお、いずれも国内での損益であります。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	6,942	—	△6	6,936
	当第2四半期連結累計期間	7,301	—	△7	7,293
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,207	—	—	1,207
	当第2四半期連結累計期間	1,263	—	—	1,263
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	943	—	△6	936
	当第2四半期連結累計期間	940	—	△7	932
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	14	—	—	14
	当第2四半期連結累計期間	7	—	—	7
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	1,283	—	—	1,283
	当第2四半期連結累計期間	1,204	—	—	1,204
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	88	—	—	88
	当第2四半期連結累計期間	86	—	—	86
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	642	—	—	642
	当第2四半期連結累計期間	635	—	—	635
うちクレジットカード業務	前第2四半期連結累計期間	345	—	—	345
	当第2四半期連結累計期間	345	—	—	345
うち投資信託業務	前第2四半期連結累計期間	2,152	—	—	2,152
	当第2四半期連結累計期間	2,582	—	—	2,582
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,566	—	—	3,566
	当第2四半期連結累計期間	3,472	—	—	3,472
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	211	—	—	211
	当第2四半期連結累計期間	214	—	—	214

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	3,801,617	—	△422	3,801,194
	当第2四半期連結会計期間	3,752,116	—	△203	3,751,912
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,034,963	—	—	1,034,963
	当第2四半期連結会計期間	1,062,770	—	—	1,062,770
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	2,747,338	—	—	2,747,338
	当第2四半期連結会計期間	2,659,415	—	—	2,659,415
うちその他	前第2四半期連結会計期間	19,315	—	△422	18,892
	当第2四半期連結会計期間	29,929	—	△203	29,726
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	179,800	—	—	179,800
	当第2四半期連結会計期間	84,337	—	—	84,337
総合計	前第2四半期連結会計期間	3,981,417	—	△422	3,980,994
	当第2四半期連結会計期間	3,836,453	—	△203	3,836,249

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2 「海外」とは、海外連結子会社であります。
 3 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。
 4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 5 定期性預金＝定期預金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 事業別貸出状況(末残・構成比)

- (1) 業績の状況「セグメント別貸出金残高の状況 業種別貸出状況(末残・構成比)」に記載しているため、当欄での記載を省略しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	33,980	32,797	△1,182
経費(除く臨時処理分・のれん償却)	20,544	20,855	310
人件費	10,691	10,740	48
物件費	8,952	9,217	265
税金	901	897	△3
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	13,435	11,942	△1,493
コア業務純益(除く債券関係損益)	12,689	12,333	△356
のれん償却額	368	368	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	13,067	11,574	△1,493
一般貸倒引当金繰入額	△2,857	△491	2,366
業務純益	15,925	12,065	△3,859
うち債券関係損益	746	△390	△1,137
臨時損益	△10,750	△6,832	3,917
株式等関係損益	△1,136	168	1,305
不良債権処理額	8,695	6,388	△2,307
貸出金償却	—	—	—
個別貸倒引当金繰入額	8,485	6,138	△2,347
延滞債権等売却損	0	27	27
偶発損失引当金繰入額	△72	△43	29
保証協会宛負担金	281	265	△16
償却債権取立益	0	1	0
その他臨時損益	△919	△614	304
経常利益	5,174	5,232	58
特別損益	92	△6	△98
うち固定資産処分損益	88	△12	△101
うち減損損失	0	5	5
税引前中間純利益	5,266	5,226	△40
法人税、住民税及び事業税	△140	6	146
法人税等調整額	2,460	543	△1,916
法人税等合計	2,319	549	△1,769
中間純利益	2,947	4,676	1,729

- (注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役員取引等収支+その他業務収支
2 コア業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分・のれん償却)-債券関係損益
3 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分・のれん償却)-のれん償却額-一般貸倒引当金繰入額
4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
6 債券関係損益=国債等債券売却益-国債等債券売却損-国債等債券償却
7 株式等関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.85	1.80	△0.05
(イ)貸出金利回	2.09	1.99	△0.10
(ロ)有価証券利回	0.77	0.81	0.04
(2) 資金調達原価 ②	1.28	1.28	—
(イ)預金等利回	0.21	0.18	△0.03
(ロ)外部負債利回	1.11	0.87	△0.24
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.57	0.52	△0.05

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金+債券貸借取引受入担保金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
コア業務純益ベース	20.82	18.10	△2.72
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入 前・のれん償却前)	22.04	17.53	△4.51
業務純益ベース	26.13	17.71	△8.42
中間純利益ベース	4.83	6.86	2.03

各利益×年間日数÷中間期中日数

(注) ROE = $\frac{\text{各利益} \times \text{年間日数} \div \text{中間期中日数}}{\{(\text{期首純資産の部合計} - \text{期首新株予約権}) + (\text{期末純資産の部合計} - \text{期末新株予約権})\} \div 2}$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金 (末残)	3,812,036	3,758,409	△53,626
預金 (平残)	3,772,633	3,737,571	△35,061
譲渡性預金 (末残)	193,800	102,837	△90,963
譲渡性預金 (平残)	165,503	128,603	△36,900
貸出金 (末残)	3,544,979	3,519,534	△25,444
貸出金 (平残)	3,496,910	3,527,858	30,948

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	2,898,268	2,818,205	△80,062
法人	913,768	940,204	26,436
計	3,812,036	3,758,409	△53,626

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	1,436,449	1,442,179	5,730
その他ローン残高	365,447	366,191	744
計	1,801,896	1,808,371	6,474

(注) 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	3,265,417	3,244,732	△20,685
総貸出金残高	② 百万円	3,542,148	3,516,817	△25,330
中小企業等貸出金比率	①/② %	92.18	92.26	0.08
中小企業等貸出先件数	③ 件	169,741	166,789	△2,952
総貸出先件数	④ 件	170,053	167,104	△2,949
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.81	99.81	—

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

3 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	69	455	71	603
保証	229	9,948	164	7,894
計	298	10,403	235	8,497

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、先進的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	47,039	47,039
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	66,360	94,163
	利益剰余金	7,130	4,312
	自己株式(△)	584	587
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	190	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	89	71
	連結子法人等の少数株主持分	16,262	1,119
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	15,000	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	12,830	12,093
	企業結合等により計上される無形固定資産 相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	123,278	134,025
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	622	603
	一般貸倒引当金	18,909	18,942
	負債性資本調達手段等	100,450	76,450
	うち永久劣後債務(注2)	39,100	23,100
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	61,350	53,350
	計	119,982	95,995
うち自己資本への算入額 (B)	112,472	92,100	
控除項目 (C)	—	—	
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	235,751	226,126	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,501,744	2,455,597
	オフ・バランス取引等項目	23,293	23,701
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,525,038	2,479,298
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	90,960	88,223
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	7,276	7,057
	計 (E) + (F) (H)	2,615,998	2,567,521
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)	9.01	8.80	
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)	4.71	5.22	

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	47,039	47,039
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	18,648	18,937
	その他資本剰余金	47,711	75,225
	利益準備金	4,645	—
	その他利益剰余金	4,040	4,680
	その他	15,190	—
	自己株式(△)	584	587
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	190	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	89	71
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	12,830	12,093
	企業結合により計上される無形固定資産 相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	123,761	133,273
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	15,000	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差 額の45%相当額	622	603
	一般貸倒引当金	14,474	15,403
	負債性資本調達手段等	100,450	76,450
	うち永久劣後債務(注2)	39,100	23,100
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	61,350	53,350
	計	115,547	92,456
うち自己資本への算入額 (B)	110,597	91,456	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	234,359	224,730
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,493,685	2,448,945
	オフ・バランス取引等項目	22,870	23,333
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,516,556	2,472,279
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	82,226	79,560
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	6,578	6,364
計 (E) + (F) (H)	2,598,782	2,551,840	
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.01	8.80
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		4.76	5.22

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	306	268
危険債権	884	773
要管理債権	78	261
正常債権	34,396	34,097

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、前第2四半期連結累計期間比757億7千9百万円減少し、△508億3千9百万円、有価証券の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、前第2四半期連結累計期間比276億4千9百万円減少し、991億7千万円、配当金の支払等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、前第2四半期連結累計期間比54億4千4百万円増加し、△115億4千5百万円となりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間において、現金及び現金同等物の増減額は、現金及び現金同等物に係る換算差額を含め、367億8千1百万円増加となり、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は2,664億1千6百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当行は、合併後の助走期間を終え、「存在感」の高い関西No.1の広域地銀を目指し、中長期的な展望を視野に入れた新たな中期経営計画を、本年4月よりスタートいたしました。

本中期経営計画では、三井住友銀行グループの地域銀行として、関西圏で中小企業・個人のお客さまに地域密着営業を徹底し、ビジネスチャンスの拡大を図ってまいります。そのためにも、「関西をもっと元気に！」を行内共通のスローガンとして掲げ、以下の3つの基本テーマについて役職員一丸となり取り組んでまいります。

○お客さまに選ばれる銀行

商品・サービスの提供から事務品質・接遇に至るまでお客さま満足度を飛躍的に高め、お客さまに支持される存在感の高い銀行を目指してまいります。

○安定した収益基盤の確立

地域密着営業の徹底によって顧客基盤の増強を図り、本中期経営計画の初年度より、「コア業務純益250億円以上」、「当期純利益100億円以上」、「コアOHR60%台前半」の財務目標を達成し、安定した収益基盤を確立してまいります。

○健全な企業基盤の確立

人材の育成、リスクマネジメントの強化、コンプライアンスの強化により、安定強固な企業基盤を確立するとともに、環境に配慮した企業活動を通して、健全な地域社会の発展に貢献してまいります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(6) 主要な設備

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
第一種優先株式	100,000,000
計	2,100,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	737,918,913	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式であり ます。 単元株式数は、1,000株であ ります。
第一種優先株式	73,000,000	同左	—	(注)
計	810,918,913	同左	——	——

(注) 第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 第一種優先配当金

(1) 第一種優先配当金の額

当会社は、定款に定める期末配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主（以下、「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下、「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、1株当たり1,000円に、下記(2)に定める第一種配当年率（以下、「第一種配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、第一種優先株式の払込期日の属する事業年度に係る期末配当については、当該払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額）（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下、「第一種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該期末配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記2.に定める第一種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第一種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一種配当年率

第一種配当年率 = 6ヵ月円LIBOR + 2.50%

なお、第一種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、四捨五入する。

「6ヵ月円LIBOR」とは、平成26年3月31日に終了する事業年度については平成25年4月1日および同年10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）、それ以降に開始する事業年度については各年率修正日およびその直後の10月1日（当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日）のロンドン時間午前11時の2時点において、英国銀行協会（BBA）によって公表されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（以下、「ユーロ円LIBOR 6ヵ月物」という。）の平均値を指すものとする。ユーロ円LIBOR 6ヵ月物が公表されない場合には、当該公表がなされなかった各年率修正日またはその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時の日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値を、ユーロ円LIBOR 6ヵ月物に代えて用いるものとする。

「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 第一種優先中間配当金

当社は、定款に定める中間配当を行うときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき第一種優先配当金の2分の1を上限とする金銭（以下、「第一種優先中間配当金」という。）を配当する。

3. 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき1,000円に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。なお、経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）から、分配日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払われた第一種優先中間配当金の額を控除した額をいう。

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りでない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

第一種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第一種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得を請求することができる期間

平成27年1月1日から平成40年3月30日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に1,000円を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、取得請求期間の初日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（下記に定義する。）のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、かかる計算の結果、当初取得価額が下記(4)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。なお、当初取得価額には上限を設けない。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間において、毎年1月1日（以下、それぞれ「取得価額修正日」という。）における時価（下記に定義する。）に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日（または取得請求期間の終了日）までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が88.2円（以下、「下限取得価額」という。）を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。なお、取得価額には上限を設けない。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所（当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得価額修正日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

- A. 当社は、第一種優先株式発行後、下記(イ)ないし(ハ)のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (イ) 取得価額調整式に使用する時価（下記C. (イ)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(5)において同じ。）その他の証券（以下、あわせて「取得請求権付株式等」という。）、または当会社の普通株式の交付と引き換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、あわせて「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ロ) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降これを適用する。

- (ハ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記D. に定義する意味を有する。以下、本(ハ)、下記(ニ)および(ホ)ならびに下記C. (ニ)において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合は効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を適用して算出するものとし、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を適用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (二) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本A. または下記B. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(二)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
 - (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(二)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(4)による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(ハ)または本(二)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
 - (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(二)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(4)による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(ハ)または本(二)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (ホ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(ハ)または(二)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記E. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(ホ)による調整は行わない。
- (ヘ) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- B. 上記A. (イ)ないし(ヘ)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- C. (イ) 取得価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、調整後取得価額を適用する日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日目に始まる30取引日の間に取得価額の調整事由が生じた場合、「時価」は、本(5)に準じて調整する。
- (ロ) 取得価額調整式で使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

- (ハ) 取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記A. (イ)ないし(ハ)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、また基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記A. およびB. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記A. (ニ)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記A. (ニ)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記A. (ハ)または(ニ)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (ニ) 取得価額調整式で使用する「1株当たり払込金額」とは、(i)上記A. (イ)の場合には当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、(ii)上記A. (ロ)および(ヘ)の場合には0円、(iii)上記A. (ハ)ないし(ホ)の場合には価額（ただし、(ニ)の場合は修正価額）とする。
- D. 上記A. (ハ)ないし(ホ)および上記C. (ニ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- E. 上記A. (ホ)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記C. (ハ)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- F. 上記A. (イ)ないし(ハ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記A. (イ)ないし(ハ)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- G. 取得価額調整式により算出された上記A. 柱書第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第3位までを算出し、その小数第3位を切り捨てる。）を使用する。
- (6) 合理的な措置
上記(3)および(4)に定める取得価額（第7項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(6)において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- (7) 取得請求受付場所
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (8) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(7)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。
6. 金銭を対価とする取得条項
- (1) 金銭を対価とする取得条項
当社は、平成35年7月1日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの10連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において、東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、当該取締役会開催の日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の普通取引の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第5項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

- (2) 取得と引換えに交付すべき財産
当社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、1,000円に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第3項に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配当金相当額を計算する。
7. 普通株式を対価とする取得条項
- (1) 普通株式を対価とする取得条項
当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない第一種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に1,000円を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
- (2) 一斉取得価額
一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日数を除く。）の毎日の東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、一斉取得日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。
8. 株式の併合もしくは分割、または株式無償割当て等
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。
当社は、第一種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
9. 法令変更等
法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
10. 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
11. 単元株式数
1,000株
12. 議決権を有しないこととしている理由
第一種優先株式は適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためである。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月25日 (注) 1	△27,500	761,043	—	47,039	—	18,937
平成25年7月25日 (注) 2	△23,125	737,918	—	47,039	—	18,937
平成25年7月25日 (注) 3	73,000	810,918	36,500	83,539	36,500	55,437
平成25年7月25日 (注) 4	—	810,918	△36,500	47,039	△36,500	18,937

- (注) 1 第一回甲種優先株式の消却による減少であります。
2 第二回甲種優先株式の消却による減少であります。
3 第一種優先株式の発行による増加であります。
第三者割当（第一種優先株式）
発行価格 1,000円 資本組入額 500円
割当先 株式会社三井住友銀行
4 会社法第447条第1項及び同法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を減少し、
その他資本剰余金に振り替えたものです。

(6) 【大株主の状況】

①所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成25年9月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	434,097	53.53
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9-15	36,250	4.47
株式会社セディナ	名古屋市中区丸の内3丁目23番20号	27,628	3.40
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	19,515	2.40
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4丁目5-15	17,817	2.19
三井住友ファイナンス&リース 株式会社	東京都港区西新橋3丁目9-4	15,862	1.95
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1 大崎フォレストビルディング	12,890	1.58
関西アーバン銀行自社株投資会	大阪市中央区西心齋橋1丁目2番4号	9,384	1.15
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	9,304	1.14
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,844	0.84
計	—	589,595	72.70

(注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

2 上記大株主のうち株式会社三井住友銀行の有する株式の種類及び種類ごとの数は、普通株式361,097千株、第一種優先株式73,000千株であります。

上記表中、同行以外の大株主が有する株式は、すべて普通株式であります。

②所有議決権数別

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	361,097	49.39
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9-15	36,250	4.95
株式会社セディナ	名古屋市中区丸の内3丁目23番20号	27,628	3.77
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	19,515	2.66
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4丁目5-15	17,817	2.43
三井住友ファイナンス&リース 株式会社	東京都港区西新橋3丁目9-4	15,862	2.16
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1 大崎フォレストビルディング	12,890	1.76
関西アーバン銀行自社株投資会	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	9,384	1.28
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	9,304	1.27
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,844	0.93
計	—	516,591	70.66

(注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 73,000,000	—	1 (株式等の状況) の① (株式の総数等) の② (発行 済株式) 参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,841,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 731,051,000	731,051	—
単元未満株式	普通株式 4,026,913	—	1 単元(1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	810,918,913	—	—
総株主の議決権	—	731,051	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、36,000株含まれております。

また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が36個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式69株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 関西アーバン銀行	大阪市中央区西心斎橋 1丁目2番4号	2,841,000	—	2,841,000	0.35
計	——	2,841,000	—	2,841,000	0.35

(注) 自己株式については、上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は、上記①発行済株式の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

2 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。
- 5 中間連結財務諸表及び中間財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※6 239,144	※6 270,515
コールローン及び買入手形	2,221	1,227
有価証券	※6, ※12 409,072	※6, ※12 304,989
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 3,558,459	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 3,511,649
外国為替	※5 3,343	※5 5,490
その他資産	※6 56,423	※6 55,173
有形固定資産	※8, ※9 27,865	※8, ※9 27,435
無形固定資産	18,034	17,293
繰延税金資産	35,361	35,652
支払承諾見返	9,471	8,857
貸倒引当金	△56,688	△42,967
資産の部合計	4,302,709	4,195,317
負債の部		
預金	※6 3,716,370	※6 3,751,912
譲渡性預金	241,887	84,337
コールマネー及び売渡手形	13	11
借入金	※6, ※10 82,057	※6, ※10 87,037
外国為替	30	57
社債	※11 74,200	※11 68,200
その他負債	33,008	33,688
賞与引当金	2,202	2,195
退職給付引当金	5,115	4,934
役員退職慰労引当金	547	29
睡眠預金払戻損失引当金	528	534
偶発損失引当金	1,006	963
再評価に係る繰延税金負債	※8 493	※8 493
支払承諾	9,471	8,857
負債の部合計	4,166,933	4,043,253
純資産の部		
資本金	47,039	47,039
資本剰余金	66,360	94,163
利益剰余金	△1,542	4,312
自己株式	△585	△587
株主資本合計	111,272	144,928
その他有価証券評価差額金	7,414	5,187
繰延ヘッジ損益	△124	△91
土地再評価差額金	※8 848	※8 848
その他の包括利益累計額合計	8,138	5,944
新株予約権	83	71
少数株主持分	16,280	1,119
純資産の部合計	135,775	152,064
負債及び純資産の部合計	4,302,709	4,195,317

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
経常収益	52,198	50,399
資金運用収益	39,713	37,689
(うち貸出金利息)	36,839	35,232
(うち有価証券利息配当金)	1,875	1,520
役務取引等収益	6,936	7,293
その他業務収益	5,380	4,820
その他経常収益	※1 167	※1 595
経常費用	45,577	43,480
資金調達費用	6,047	5,117
(うち預金利息)	4,175	3,493
役務取引等費用	3,566	3,472
その他業務費用	3,658	4,337
営業経費	23,217	23,195
その他経常費用	※2 9,087	※2 7,358
経常利益	6,620	6,918
特別利益	114	55
固定資産処分益	110	43
新株予約権戻入益	4	12
特別損失	22	67
固定資産処分損	21	61
減損損失	※3 0	※3 5
税金等調整前中間純利益	6,712	6,907
法人税、住民税及び事業税	153	218
法人税等調整額	2,506	944
法人税等合計	2,659	1,162
少数株主損益調整前中間純利益	4,053	5,744
少数株主利益	671	352
中間純利益	3,381	5,392

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	4,053	5,744
その他の包括利益	2,332	△2,193
その他有価証券評価差額金	2,346	△2,226
繰延ヘッジ損益	△14	32
中間包括利益	6,385	3,550
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	5,714	3,198
少数株主に係る中間包括利益	671	352

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	47,039	47,039
当中間期変動額		
優先株式の発行	—	36,500
資本金から剰余金への振替	—	△36,500
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	47,039	47,039
資本剰余金		
当期首残高	66,360	66,360
当中間期変動額		
優先株式の発行	—	36,500
剰余金（その他資本剰余金）の配当	—	△3,755
優先株式の消却	—	△40,979
自己株式の処分	△0	△0
資本金から剰余金への振替	—	36,500
欠損填補	—	△462
当中間期変動額合計	△0	27,802
当中間期末残高	66,360	94,163
利益剰余金		
当期首残高	7,472	△1,542
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,760	—
中間純利益	3,381	5,392
土地再評価差額金の取崩	37	0
欠損填補	—	462
当中間期変動額合計	△341	5,854
当中間期末残高	7,130	4,312
自己株式		
当期首残高	△582	△585
当中間期変動額		
優先株式の取得	—	△40,979
優先株式の消却	—	40,979
自己株式の取得	△1	△2
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	△1	△2
当中間期末残高	△584	△587

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
株主資本合計		
当期首残高	120,289	111,272
当中間期変動額		
優先株式の発行	—	73,000
剰余金（その他資本剰余金）の配当	—	△3,755
剰余金の配当	△3,760	—
中間純利益	3,381	5,392
優先株式の取得	—	△40,979
優先株式の消却	—	—
自己株式の取得	△1	△2
自己株式の処分	0	0
資本金から剰余金への振替	—	—
土地再評価差額金の取崩	37	0
欠損填補	—	—
当中間期変動額合計	△342	33,655
当中間期末残高	119,947	144,928
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△2,264	7,414
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,346	△2,226
当中間期変動額合計	2,346	△2,226
当中間期末残高	82	5,187
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△122	△124
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△14	32
当中間期変動額合計	△14	32
当中間期末残高	△136	△91
土地再評価差額金		
当期首残高	912	848
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△37	△0
当中間期変動額合計	△37	△0
当中間期末残高	875	848

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△1,474	8,138
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,295	△2,194
当中間期変動額合計	2,295	△2,194
当中間期末残高	821	5,944
新株予約権		
当期首残高	94	83
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△4	△12
当中間期変動額合計	△4	△12
当中間期末残高	89	71
少数株主持分		
当期首残高	28,822	16,280
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△12,559	△15,160
当中間期変動額合計	△12,559	△15,160
当中間期末残高	16,262	1,119
純資産合計		
当期首残高	147,732	135,775
当中間期変動額		
優先株式の発行	—	73,000
剰余金 (その他資本剰余金) の配当	—	△3,755
剰余金の配当	△3,760	—
中間純利益	3,381	5,392
優先株式の取得	—	△40,979
優先株式の消却	—	—
自己株式の取得	△1	△2
自己株式の処分	0	0
資本金から剰余金への振替	—	—
土地再評価差額金の取崩	37	0
欠損填補	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△10,268	△17,367
当中間期変動額合計	△10,611	16,288
当中間期末残高	137,121	152,064

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	6,712	6,907
減価償却費	1,708	1,709
減損損失	0	5
のれん償却額	368	368
貸倒引当金の増減(△)	2,170	△13,720
賞与引当金の増減額(△は減少)	△42	△6
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△26	△180
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	6	△517
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	19	5
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△72	△43
資金運用収益	△39,713	△37,689
資金調達費用	6,047	5,117
有価証券関係損益(△)	511	296
為替差損益(△は益)	1	3
固定資産処分損益(△は益)	△88	17
貸出金の純増(△)減	△35,692	46,809
預金の純増減(△)	119,756	35,542
譲渡性預金の純増減(△)	△84,200	△157,550
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	17,243	22,979
有利息預け金の純増(△)減	△1,819	5,410
コールローン等の純増(△)減	△651	994
コールマネー等の純増減(△)	—	△2
外国為替(資産)の純増(△)減	816	△2,146
外国為替(負債)の純増減(△)	11	27
資金運用による収入	39,863	39,406
資金調達による支出	△5,797	△5,328
その他	△2,163	939
小計	24,971	△50,643
法人税等の支払額	△217	△331
法人税等の還付額	186	134
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,939	△50,839

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△181,114	△42,347
有価証券の売却による収入	237,765	132,554
有価証券の償還による収入	70,893	10,096
有形固定資産の取得による支出	△1,038	△1,100
有形固定資産の売却による収入	705	400
無形固定資産の取得による支出	△476	△441
無形固定資産の売却による収入	0	0
その他	84	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	126,820	99,170
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	—	△18,000
劣後特約付社債の償還による支出	—	△6,000
優先株式の発行による収入	—	72,703
配当金の支払額	△3,760	△3,754
少数株主への配当金の支払額	△729	△513
少数株主への払戻による支出	△12,500	△15,000
優先株式の取得による支出	—	△40,979
自己株式の取得による支出	△1	△2
自己株式の処分による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△16,990	△11,545
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1	△3
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	134,768	36,781
現金及び現金同等物の期首残高	158,326	229,635
現金及び現金同等物の中間期末残高	*1 293,095	*1 266,416

【注記事項】

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 連結子会社 8社 会社名 関西アーバン銀リース株式会社 株式会社関西クレジット・サービス 関西総合信用株式会社 びわこ信用保証株式会社 関西モーゲージサービス株式会社 株式会社びわこビジネスサービス 幸福カード株式会社 KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limited KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limitedは、平成25年8月12日をもって解散し、現在清算中であります。	
(2) 非連結子会社 該当事項はありません。	

2. 持分法の適用に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当事項はありません。	
(2) 持分法適用の関連会社 該当事項はありません。	
(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当事項はありません。	
(4) 持分法非適用の関連会社 該当事項はありません。	

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 7月24日 1社 9月末日 7社	
(2) 7月24日を中間決算日とする連結子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により連結しております。	

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 該当事項はありません。
(2) 開示対象特別目的会社との取引金額等 該当事項はありません。

5. 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券については、株式は原則として中間連結会計期間末前1カ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については原則として中間連結会計期間末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
(3) 固定資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 その他 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 ②無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。 また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。
(4) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、167,185百万円（前連結会計年度末は162,546百万円）であります。

<p>当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)</p>
<p>(5) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。</p>
<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む。)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。 (追加情報) 当行は、平成25年5月13日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、平成25年6月27日開催の第150期定時株主総会において、取締役及び監査役に対し、退職慰労金を打ち切り支給することを決議しました。これにより、当中間連結会計期間において、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給未払分451百万円を「その他負債」に含めて表示しております。 なお、連結子会社については変更ありません。</p>
<p>(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。</p>
<p>(9) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
<p>(10) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 なお、当行及び連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
<p>(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。</p>
<p>(13) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、主に税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>
<p>(14) 連結納税制度 当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>

(中間連結貸借対照表関係)

※1 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	3,468百万円	2,962百万円
延滞債権額	141,771百万円	103,036百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	327百万円	218百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	30,025百万円	26,613百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	175,593百万円	132,829百万円

なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	7,702百万円	6,596百万円

※6 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
預け金	10百万円	10百万円
有価証券	253,854 "	126,619 "
貸出金	1,321 "	1,271 "
その他資産(リース投資資産)	12,514 "	12,326 "
その他資産(延払資産)	1,318 "	868 "
計	269,018 "	141,096 "

担保資産に対応する債務

預金	1,419百万円	6,471百万円
借入金	52,072百万円	75,575百万円

上記のほか、為替決済等の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	11,084百万円	32,220百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	3,827百万円	3,816百万円

※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	581,051百万円	554,554百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可 能なもの	576,116百万円	549,774百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
976百万円	977百万円

※9 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	24,392百万円	22,959百万円

※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	26,250百万円	8,250百万円

※11 社債は、劣後特約付社債であります。

※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
4,279百万円	3,600百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株式等売却益	0百万円	269百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸倒引当金繰入額	6,855百万円	6,378百万円
株式等償却	1,531百万円	92百万円

※3 減損損失

前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。

このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計0百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	用途	種類	減損損失
稼働資産	大阪府外	営業用店舗1か店	建物	0百万円
遊休資産	大阪府下	遊休資産3物件	土地	0百万円
	大阪府外	遊休資産1物件	土地	0百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。

このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計5百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	用途	種類	減損損失
稼働資産	大阪府外	営業用店舗1か店	建物	0百万円
遊休資産	大阪府下	遊休資産5物件	土地建物	0百万円
	大阪府外	遊休資産5物件	土地建物	4百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	737,918	—	—	737,918	
種類株式	50,625	—	—	50,625	
うち第一回 甲種優先株式	27,500	—	—	27,500	
うち第二回 甲種優先株式	23,125	—	—	23,125	
合計	788,543	—	—	788,543	
自己株式					
普通株式	2,799	12	1	2,810	(注)1・2
種類株式	—	—	—	—	
うち第一回 甲種優先株式	—	—	—	—	
うち第二回 甲種優先株式	—	—	—	—	
合計	2,799	12	1	2,810	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加12千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高(百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—		89		
合計			—		89		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類		配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式		2,205	3.00	平成24年 3月31日	平成24年 6月29日
	種類株式	第一回甲種 優先株式	844	30.71	平成24年 3月31日	平成24年 6月29日
		第二回甲種 優先株式	710	30.71	平成24年 3月31日	平成24年 6月29日
合計			3,760	—	—	—

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	737,918	—	—	737,918	
種類株式	50,625	73,000	50,625	73,000	
うち第一回 甲種優先株式	27,500	—	27,500	—	(注) 1
うち第二回 甲種優先株式	23,125	—	23,125	—	(注) 2
うち第一種 優先株式	—	73,000	—	73,000	(注) 3
合計	788,543	73,000	50,625	810,918	
自己株式					
普通株式	2,820	20	0	2,841	(注) 4・5
種類株式	—	50,625	50,625	—	
うち第一回 甲種優先株式	—	27,500	27,500	—	(注) 1
うち第二回 甲種優先株式	—	23,125	23,125	—	(注) 2
うち第一種 優先株式	—	—	—	—	
合計	2,820	50,645	50,625	2,841	

- (注) 1 第一回甲種優先株式の発行済株式に係る減少27,500千株については、平成25年7月25日に実施した第一回甲種優先株式の消却によるものであります。また、同株式の自己株式に係る増減27,500千株については、同日実施した第一回甲種優先株式の取得及び消却によるものであります。
- 2 第二回甲種優先株式の発行済株式に係る減少23,125千株については、平成25年7月25日に実施した第二回甲種優先株式の消却によるものであります。また、同株式の自己株式に係る増減23,125千株については、同日実施した第二回甲種優先株式の取得及び消却によるものであります。
- 3 第一種優先株式の発行済株式の株式数の増加73,000千株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。
- 4 普通株式の自己株式の株式数の増加20千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
- 5 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高(百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—		71		
合計			—		71		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類		配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式		2,205	3.00	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日
	種類株式	第一回甲種 優先株式	842	30.62	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日
		第二回甲種 優先株式	708	30.62	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日
合計			3,755	—	—	—

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金預け金勘定	302,715百万円	270,515百万円
定期預け金	△590 "	△1,290 "
普通預け金	△1,798 "	△2,515 "
その他預け金	△7,232 "	△293 "
現金及び現金同等物	293,095 "	266,416 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

[借手側]

前連結会計年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[貸手側]

(1) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額
(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
リース料債権部分の金額	22,935	22,162
見積残存価額部分の金額	2,466	2,509
受取利息相当額	△2,724	△2,518
期末リース投資資産	22,678	22,153

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の残存期間別明細

前連結会計年度（平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	254	8,182
1年超2年以内	175	5,895
2年超3年以内	165	4,270
3年超4年以内	147	2,614
4年超5年以内	103	1,235
5年超	126	736
合計	973	22,935

リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）を「その他資産」中のリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純利益は154百万円多く計上されています。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

(単位：百万円)

	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	379	8,346
1年超2年以内	259	5,724
2年超3年以内	227	4,066
3年超4年以内	173	2,356
4年超5年以内	85	1,078
5年超	99	590
合計	1,224	22,162

リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）を「その他資産」中のリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益は39百万円多く計上されています。

2. オペレーティング・リース取引

[借手側]

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

前連結会計年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[貸手側]

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	42	28
1年超	20	11
合計	62	39

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2参照）。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	239,144	239,146	1
(2) コールローン及び買入手形	2,221	2,221	—
(3) 有価証券 その他有価証券	406,599	406,599	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（*1）	3,558,459 △55,850		
	3,502,609	3,528,104	25,495
(5) 外国為替（*1）	3,335	3,343	8
(6) その他資産（*1、*2）	29,493	29,956	463
資産計	4,183,403	4,209,372	25,969
(1) 預金	3,716,370	3,715,994	△376
(2) 譲渡性預金	241,887	241,885	△1
(3) コールマネー及び売渡手形	13	13	—
(4) 借入金	82,057	82,071	14
(5) 外国為替	30	30	—
(6) 社債	74,200	75,885	1,685
負債計	4,114,559	4,115,882	1,323
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,495	3,495	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△430	△430	—
デリバティブ取引計	3,065	3,065	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2）デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	270,515	270,516	1
(2) コールローン及び買入手形	1,227	1,227	—
(3) 有価証券 その他有価証券	303,036	303,036	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（*1）	3,511,649 △42,320		
	3,469,329	3,494,094	24,765
(5) 外国為替（*1）	5,485	5,490	5
(6) その他資産（*1、*2）	29,838	30,046	207
資産計	4,079,432	4,104,411	24,979
(1) 預金	3,751,912	3,751,512	△400
(2) 譲渡性預金	84,337	84,335	△1
(3) コールマネー及び売渡手形	11	11	—
(4) 借入金	87,037	87,202	165
(5) 外国為替	57	57	—
(6) 社債	68,200	71,359	3,159
負債計	3,991,556	3,994,479	2,923
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,601	3,601	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△341	△341	—
デリバティブ取引計	3,259	3,259	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2）デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

現金、無利息預け金及び残存期間が6カ月以下の有利息預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超える有利息預け金は、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が6カ月以下のコールローンについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超えるコールローンは、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(3) 有価証券

市場価格のある株式は、当中間連結会計期間末（前連結会計年度末）前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された金額を時価としております。それ以外の市場価格のあるものは、当中間連結会計期間末日（前連結会計年度末日）における市場価格を時価としております。市場価格のないものは、時価を把握することが極めて困難と認められるものを除き、主に市場金利、発行体の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載してあります。

(4) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国他店預けについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入外国為替、取立外国為替は、残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(6) その他資産

その他資産のうち、リース投資資産、リース債権及び延払債権については、市場金利、借手の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、要求払預金以外の預金のうち満期までの残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

その他の定期預金及び譲渡性預金は、満期日までの残存期間に応じた、新規に預金を受け入れる際に使用する利率等を用いて、将来キャッシュ・フロー法等により時価を算定しております。

(3) コールマネー及び売渡手形

残存期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金、及び(6) 社債

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金、社債の元利金の合計額を同様の調達において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、借入金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(5) 外国為替

取引の時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
① 非上場株式(*1、*2)	1,603	1,124
② 組合出資金(*3)	869	828
合計	2,472	1,953

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について18百万円減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について37百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

※1 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

2 その他有価証券

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

	種類	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	10,811	8,679	2,131
	債券	347,600	341,718	5,881
	国債	264,939	260,704	4,235
	地方債	4,663	4,636	27
	社債	77,997	76,378	1,619
	その他	26,292	21,999	4,292
	小計	384,703	372,398	12,305
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	2,295	2,593	△298
	債券	16,295	16,390	△94
	国債	—	—	—
	地方債	69	69	△0
	社債	16,225	16,320	△94
	その他	3,304	3,837	△532
	小計	21,895	22,821	△925
合計		406,599	395,219	11,379

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え るもの	株式	13,146	9,495	3,651
	債券	232,747	230,296	2,450
	国債	150,879	149,725	1,153
	地方債	3,649	3,626	23
	社債	78,218	76,944	1,274
	その他	16,683	13,860	2,823
	小計	262,578	253,652	8,925
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの	株式	1,404	1,733	△329
	債券	35,727	35,883	△156
	国債	7,960	8,008	△48
	地方債	279	279	△0
	社債	27,487	27,594	△106
	その他	3,326	3,870	△543
	小計	40,458	41,486	△1,028
合計		303,036	295,139	7,896

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は1,386百万円（株式）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は55百万円（株式）であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当中間連結会計期間末（前連結会計年度末）前1カ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当中間連結会計期間末日（前連結会計年度末日）の時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

(金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	11,379
その他有価証券	11,379
(△)繰延税金負債	3,965
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,414
(△)少数株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	7,414

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	7,896
その他有価証券	7,896
(△)繰延税金負債	2,708
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,187
(△)少数株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	5,187

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	513,865	479,193	3,411	3,411
	受取固定・支払変動	248,144	229,959	8,014	8,014
	受取変動・支払固定	265,720	249,233	△4,603	△4,603
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合 計	—	—	3,411	3,411

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	530,702	517,607	3,509	3,509
	受取固定・支払変動	256,601	244,075	7,114	7,114
	受取変動・支払固定	274,100	273,532	△3,605	△3,605
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	3,509	3,509

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 2 時価の算定
 割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	64,042	44,199	79	79
	為替予約	2,446	—	4	4
	売建	1,291	—	△21	△21
	買建	1,155	—	26	26
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	83	83

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	80,309	69,026	93	93
	為替予約	3,674	115	△1	△1
	売建	1,915	57	△0	△0
	買建	1,758	57	△1	△1
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	92	92

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金	17,831	15,122	△200
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		17,831	15,122	△200
	金利先物	—	—	—	
	売建	—	—	—	
	買建	—	—	—	
	金利オプション	—	—	—	
	売建	—	—	—	
	買建	—	—	—	
	その他	—	—	—	
	売建	—	—	—	
買建	—	—	—		
金利スワップの 特例処理	金利スワップ	貸出金、借入金等の 有利子の金融資産・ 負債	31,299	28,624	(注) 3
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		31,299	28,624	
合計	—	—	—	—	△200

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金、借入金等の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金	20,885	17,435	△147
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		20,885	17,435	△147
	金利先物		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	その他		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
金利スワップの 特例処理	金利スワップ	貸出金、借入金等の 有利息の金融資産・ 負債	43,317	40,099	(注) 3
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		43,317	40,099	
	合計	—	—	—	△147

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金、借入金等の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
新株予約権戻入益	4百万円	12百万円

2 スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高意思決定機関である経営会議が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当行グループは、当行に経営管理部門を置き、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業」、「リース業」、「その他事業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出金業務、信用保証業務、為替業務を中心とした銀行業務を行っております。「リース業」は、リース業務を行っております。「その他事業」は、クレジットカード業務等「銀行業」、「リース業」以外の金融サービス業務を行っております。

2 報告セグメントごとの利益又は損失、資産の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益 ①	36,735	850	1,322	38,908
経費 ②	21,286	494	651	22,432
与信関係費用 ③	7,064	41	△13	7,092
セグメント利益 ①－②－③	8,384	314	684	9,383
セグメント資産	4,304,244	38,104	20,348	4,362,697

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益 ①	35,133	771	1,116	37,022
経費 ②	21,496	459	715	22,672
与信関係費用 ③	6,676	△0	△11	6,664
セグメント利益 ①－②－③	6,960	312	413	7,686
セグメント資産	4,180,074	35,691	4,876	4,220,643

3 報告セグメントの利益又は損失、資産の金額の合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(1) 報告セグメントの利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
セグメント利益	9,383	7,686
セグメント間取引消去	44	28
株式等損益	△1,531	168
その他	△1,276	△964
中間連結損益計算書の経常利益	6,620	6,918

(注) 1 株式等損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 その他には、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんの償却額△368百万円が各々含まれております。

(2) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	4,362,697	4,220,643
セグメント間取引消去	△40,625	△25,325
中間連結貸借対照表の資産合計	4,322,072	4,195,317

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	36,839	3,516	3,717	8,124	52,198

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	35,232	2,495	4,109	8,561	50,399

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他事業	合計
減損損失	0	—	—	0

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他事業	合計
減損損失	5	—	—	5

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他事業	合計
当中間期償却額	368	—	—	368
当中間期末残高	12,830	—	—	12,830

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他事業	合計
当中間期償却額	368	—	—	368
当中間期末残高	12,093	—	—	12,093

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	円	112.00	105.93

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	4.60	7.33
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	3,381	5,392
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	3,381	5,392
普通株式の期中平均株式数	千株	735,113	735,088
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	3.51	4.79
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	227,358	389,024
うちストック・オプション	千株	—	—
うち優先株式	千株	227,358	389,024

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	平成15年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 176千株	
	平成16年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 270千株	平成16年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 202千株
	平成17年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 364千株	平成17年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 280千株
	平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 146千株 普通株式 97千株	平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 94千株 普通株式 72千株
	平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 112千株	平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 122千株 普通株式 86千株
	平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 289千株	平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 289千株
	平成21年6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 350千株	平成21年6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 350千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※7 238,517	※7 270,192
コールローン	2,221	1,227
有価証券	※1, ※7, ※13 431,534	※1, ※7, ※13 327,451
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 3,564,701	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 3,519,534
外国為替	※6 3,343	※6 5,490
その他資産	22,047	20,215
その他の資産	※7 22,047	※7 20,215
有形固定資産	※9, ※10 27,024	※9, ※10 26,815
無形固定資産	17,856	17,075
繰延税金資産	32,653	33,346
支払承諾見返	9,072	8,497
貸倒引当金	△50,856	△38,064
資産の部合計	4,298,117	4,191,783
負債の部		
預金	※7 3,724,456	※7 3,758,409
譲渡性預金	258,437	102,837
コールマネー	13	11
借入金	※7, ※11 80,890	※7, ※11 71,760
外国為替	30	57
社債	※12 74,200	※12 68,200
その他負債	20,719	21,714
未払法人税等	365	320
リース債務	1,263	1,500
資産除去債務	276	279
その他の負債	18,813	19,614
賞与引当金	2,100	2,100
退職給付引当金	5,080	4,896
役員退職慰労引当金	511	—
睡眠預金払戻損失引当金	528	534
偶発損失引当金	1,006	963
再評価に係る繰延税金負債	※9 493	※9 493
支払承諾	9,072	8,497
負債の部合計	4,177,541	4,040,475

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
資本金	47,039	47,039
資本剰余金	66,360	94,163
資本準備金	18,648	18,937
その他資本剰余金	47,711	75,225
利益剰余金	△462	4,677
利益準備金	4,645	—
その他利益剰余金	△5,107	4,677
繰越利益剰余金	△5,107	4,677
自己株式	△585	△587
株主資本合計	112,353	145,293
その他有価証券評価差額金	7,414	5,187
繰延ヘッジ損益	△124	△92
土地再評価差額金	※ ⁹ 848	※ ⁹ 848
評価・換算差額等合計	8,138	5,943
新株予約権	83	71
純資産の部合計	120,575	151,308
負債及び純資産の部合計	4,298,117	4,191,783

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
経常収益	47,571	45,051
資金運用収益	38,759	36,821
(うち貸出金利息)	36,748	35,186
(うち有価証券利息配当金)	1,878	1,523
役務取引等収益	5,744	6,125
その他業務収益	2,525	1,535
その他経常収益	※1 542	※1 568
経常費用	42,397	39,818
資金調達費用	6,625	5,387
(うち預金利息)	4,176	3,494
役務取引等費用	5,528	5,200
その他業務費用	894	1,096
営業経費	※2 21,524	※2 21,552
その他経常費用	※3 7,824	※3 6,581
経常利益	5,174	5,232
特別利益	114	55
特別損失	※4 22	※4 62
税引前中間純利益	5,266	5,226
法人税、住民税及び事業税	△140	6
法人税等調整額	2,460	543
法人税等合計	2,319	549
中間純利益	2,947	4,676

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	47,039	47,039
当中間期変動額		
優先株式の発行	—	36,500
資本金から剰余金への振替	—	△36,500
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	47,039	47,039
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	18,648	18,648
当中間期変動額		
優先株式の発行	—	36,500
剰余金（その他資本剰余金）の配当	—	751
準備金から剰余金への振替	—	△36,500
資本準備金の取崩	—	△462
当中間期変動額合計	—	288
当中間期末残高	18,648	18,937
その他資本剰余金		
当期首残高	47,711	47,711
当中間期変動額		
剰余金（その他資本剰余金）の配当	—	△4,506
優先株式の消却	—	△40,979
自己株式の処分	△0	△0
資本金から剰余金への振替	—	36,500
準備金から剰余金への振替	—	36,500
欠損填補	—	△462
資本準備金の取崩	—	462
当中間期変動額合計	△0	27,514
当中間期末残高	47,711	75,225
資本剰余金合計		
当期首残高	66,360	66,360
当中間期変動額		
優先株式の発行	—	36,500
剰余金（その他資本剰余金）の配当	—	△3,755
優先株式の消却	—	△40,979
自己株式の処分	△0	△0
資本金から剰余金への振替	—	36,500
準備金から剰余金への振替	—	—
欠損填補	—	△462
資本準備金の取崩	—	—
当中間期変動額合計	△0	27,802
当中間期末残高	66,360	94,163

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	3,893	4,645
当中間期変動額		
剰余金の配当	752	—
利益準備金の取崩	—	△4,645
当中間期変動額合計	752	△4,645
当中間期末残高	4,645	—
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,544	△5,107
当中間期変動額		
剰余金の配当	△4,512	—
中間純利益	2,947	4,676
土地再評価差額金の取崩	37	0
欠損填補	—	462
利益準備金の取崩	—	4,645
当中間期変動額合計	△1,527	9,784
当中間期末残高	4,016	4,677
利益剰余金合計		
当期首残高	9,437	△462
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,760	—
中間純利益	2,947	4,676
土地再評価差額金の取崩	37	0
欠損填補	—	462
利益準備金の取崩	—	—
当中間期変動額合計	△775	5,139
当中間期末残高	8,662	4,677
自己株式		
当期首残高	△582	△585
当中間期変動額		
優先株式の取得	—	△40,979
優先株式の消却	—	40,979
自己株式の取得	△1	△2
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	△1	△2
当中間期末残高	△584	△587

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
株主資本合計		
当期首残高	122,255	112,353
当中間期変動額		
優先株式の発行	—	73,000
剰余金（その他資本剰余金）の配当	—	△3,755
剰余金の配当	△3,760	—
中間純利益	2,947	4,676
優先株式の取得	—	△40,979
優先株式の消却	—	—
自己株式の取得	△1	△2
自己株式の処分	0	0
資本金から剰余金への振替	—	—
準備金から剰余金への振替	—	—
土地再評価差額金の取崩	37	0
欠損填補	—	—
資本準備金の取崩	—	—
利益準備金の取崩	—	—
当中間期変動額合計	△776	32,939
当中間期末残高	121,478	145,293
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△2,271	7,414
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,357	△2,226
当中間期変動額合計	2,357	△2,226
当中間期末残高	85	5,187
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△122	△124
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△14	31
当中間期変動額合計	△14	31
当中間期末残高	△136	△92
土地再評価差額金		
当期首残高	912	848
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△37	△0
当中間期変動額合計	△37	△0
当中間期末残高	875	848
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,481	8,138
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,305	△2,194
当中間期変動額合計	2,305	△2,194
当中間期末残高	824	5,943

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
新株予約権		
当期首残高	94	83
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△4	△12
当中間期変動額合計	△4	△12
当中間期末残高	89	71
純資産合計		
当期首残高	120,868	120,575
当中間期変動額		
優先株式の発行	—	73,000
剰余金（その他資本剰余金）の配当	—	△3,755
剰余金の配当	△3,760	—
中間純利益	2,947	4,676
優先株式の取得	—	△40,979
優先株式の消却	—	—
自己株式の取得	△1	△2
自己株式の処分	0	0
資本金から剰余金への振替	—	—
準備金から剰余金への振替	—	—
土地再評価差額金の取崩	37	0
欠損填補	—	—
資本準備金の取崩	—	—
利益準備金の取崩	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,301	△2,207
当中間期変動額合計	1,524	30,732
当中間期末残高	122,392	151,308

【注記事項】

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、株式は原則として中間決算日前1カ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く。） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 その他 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く。） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。 また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)</p>
<p>4 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は159,142百万円(前事業年度末は154,591百万円)であります。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。</p> <p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。</p> <p>(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
<p>5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
6 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
7 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>
8 連結納税制度の適用	<p>当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>

(追加情報)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
	<p>当行は、平成25年5月13日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、平成25年6月27日開催の第150期定時株主総会において、取締役及び監査役に対し、退職慰労金を打ち切り支給することを決議しました。これにより、当中間会計期間において、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給未払分451百万円を「その他の負債」に含めて表示しております。</p>

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
株式	21,965百万円	21,965百万円

※2 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	3,000百万円	2,472百万円
延滞債権額	139,889百万円	101,349百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	183百万円	99百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	29,357百万円	26,001百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	172,430百万円	129,922百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	7,702百万円	6,596百万円

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
担保に供している資産				
預け金	10百万円		10百万円	
有価証券	253,854	〃	126,619	〃
計	253,864	〃	126,629	〃
担保資産に対応する債務				
預金	1,419	〃	6,471	〃
借入金	39,440	〃	63,510	〃

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	11,084百万円	32,220百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	3,809百万円	3,798百万円

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	569,179百万円	544,647百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可 能なもの	564,244百万円	539,867百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	976百万円	977百万円

※10 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	16,087百万円	16,743百万円

※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	41,450百万円	8,250百万円

※12 社債は、劣後特約付社債であります。

※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	4,779百万円	4,100百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株式等売却益	394百万円	269百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	785百万円	780百万円
無形固定資産	1,101百万円	1,137百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸倒引当金繰入額	5,628百万円	5,647百万円
株式等償却	1,531百万円	92百万円

※4 減損損失

前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計0百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	用途	種類	減損損失
稼働資産	大阪府外	営業用店舗1か店	建物	0百万円
遊休資産	大阪府下	遊休資産3物件	土地	0百万円
	大阪府外	遊休資産1物件	土地	0百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計5百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	用途	種類	減損損失
稼働資産	大阪府外	営業用店舗1か店	建物	0百万円
遊休資産	大阪府下	遊休資産5物件	土地建物	0百万円
	大阪府外	遊休資産5物件	土地建物	4百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2,799	12	1	2,810	(注)1・2
種類株式	—	—	—	—	
うち第一回 甲種優先株式	—	—	—	—	
うち第二回 甲種優先株式	—	—	—	—	
合計	2,799	12	1	2,810	

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加12千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2,820	20	0	2,841	(注)1・2
種類株式	—	50,625	50,625	—	
うち第一回 甲種優先株式	—	27,500	27,500	—	(注)3
うち第二回 甲種優先株式	—	23,125	23,125	—	(注)4
うち第一種 優先株式	—	—	—	—	
合計	2,820	50,645	50,625	2,841	

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加20千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。
3 第一回甲種優先株式の自己株式に係る増減27,500千株については、平成25年7月25日に実施した第一回甲種優先株式の取得及び消却によるものであります。
4 第二回甲種優先株式の自己株式に係る増減23,125千株については、平成25年7月25日に実施した第二回甲種優先株式の取得及び消却によるものであります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、事務機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

[借手側]

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

前事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成25年3月31日現在）

時価を把握することができる子会社株式及び関連会社株式はありません。

当中間会計期間（平成25年9月30日現在）

時価を把握することができる子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の中間貸借対照表（貸借対照表）計上額
(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
子会社株式	21,965	21,965

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	4.00	6.36
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,947	4,676
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,947	4,676
普通株式の期中平均株式数	千株	735,113	735,088
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	3.06	4.16
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	227,358	389,024
うちストック・オプション	千株	—	—
うち優先株式	千株	227,358	389,024

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	平成15年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 176千株	
	平成16年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 270千株	平成16年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 202千株
	平成17年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 364千株	平成17年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 280千株
	平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 146千株 普通株式 97千株	平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 94千株 普通株式 72千株
	平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 112千株	平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 122千株 普通株式 86千株
	平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 289千株	平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 289千株
	平成21年6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 350千株	平成21年6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 350千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月 8 日

株式会社関西アーバン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正 人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 田 勝 裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月 8日

株式会社関西アーバン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正 人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 田 勝 裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第151期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月11日
【会社名】	株式会社関西アーバン銀行
【英訳名】	Kansai Urban Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	頭取 北 幸二
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部 (滋賀県大津市中央4丁目5番12号) 株式会社関西アーバン銀行京都支店 (京都市下京区烏丸通松原下る五条烏丸町406番地) 株式会社関西アーバン銀行神戸支店 (神戸市中央区御幸通7丁目1番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取 北 幸二は、当行の第151期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。